

所員の皆様へ

「緊急時（自然災害時等）の児童・生徒の安全確保」について

認定特定非営利活動法人

教育活動総合サポートセンター

教育活動総合サポートセンターでは、児童・生徒の安全を守るため、「自然災害時（地震・風水害）等の児童・生徒の安全確保対応について（お願い）」を作成して、入所時に保護者に配付しています。この「保護者向けのおお願い」は、当サポートセンターのホームページにも掲載していますのでご確認ください。

所員の皆様にも「緊急時（自然災害時等）の児童・生徒の安全確保」のため、次の内容をよくお読みいただき、ご指導ご協力をお願いします。

1. 緊急時の対策

緊急時に児童・生徒を帰宅させたり、保護者に引き渡しを行ったりするのは、次のような場合です。

- 「警戒宣言発令、南海トラフ地震予知情報及び南海トラフ地震注意情報」が通知された場合
- 塀や建物、道路等が損害を受けるような地震が発生した場合
- 風水害や火災等で児童・生徒の来所・帰宅に危険がともなう場合
- その他、緊急の対応が必要な場合

☆大規模災害が予想された場合の対応（大規模地震・風水害・火災）

<児童・生徒が家にいる場合>

児童・生徒	家庭にお願いすること	サポートセンターの対応
(大規模地震) ・学習支援はお休み。	・警戒宣言が発令された場合は、休ませてください。	・学習支援は行わない。 *学習の担当者も休みです。
(風水害) ・学習支援はお休み。	・午前6時の時点で「暴風警報」が発令されたら休ませてください。 ・「暴風警報」以外の警報（大雨警報等）については、家庭の判断で休ませること。休ませる場合は、サポートセンターに連絡	・「暴風警報」が午前6時の時点で発令されたら、学習支援は行いません。 学習の担当者も休みです。 ・「暴風警報」以外の警報（大雨警報など）については、理事長（不在時は事務局長など）の判断で、臨時休業とする。その場合は、家庭に電話で連絡

※帰宅途中で地震等が発生した場合は、帰宅するよう指導する。

通所途中で電話の問い合わせがあったら、児童・生徒に帰宅するよう指導する。

サポートセンターに通所した場合は、児童・生徒を入室させ、速やかに保護者に連絡する。

<児童・生徒がサポートセンターにいる場合>

児童・生徒	家庭にお願いすること	サポートセンターの対応
大規模地震 ・センターの指示に従う。 ※勝手な帰宅は禁止。	・来所後、警戒宣言が発令された場合は、可能な限り迎えに来ていただく。	・児童・生徒の安全確保を最優先に考える。 ・警戒宣言発令後、児童・生徒を保護者に引き渡す。 ・残留児は、保護者の迎えがあるまで引き続き保護する。 ・その他は、理事長の判断による。
風水害 ・センターの指示に従い、待機する。	・センターからの連絡を待ってもらう。	・「暴風警報」が発令された場合は安全を確かめて帰宅させる。 ・暴風の襲来と重なった場合は、理事長の判断により、保護者と連絡を取り合った上で帰宅させる。 ・「暴風警報」以外の警報の場合も上記と同じ対応とする。

2. 注意事項

(1) 児童・生徒が連絡なしに遅刻している場合

- ・連絡なしに来所すべき時刻より30分以上遅れている場合、学習担当者は保護者に確認の連絡を行うこと。

(2) 児童・生徒に事故が起きた場合

- ・通所時・指導中・帰宅時に交通事故などが起きた場合は、保護者と緊密に連絡を取り合い、速やかに対応する。状況に応じて、消防署、警察署にも連絡すること。

(3) 学習支援以外の仕事がある方の出勤について

- ・午前6時の時点で「暴風警報」が発令された場合、宮ノ下での学習支援は行いません。
- ・学習支援以外の仕事がある方は、無理をせず、交通機関の様子を見ながら出勤してください。緊急性のない仕事の場合は、決して無理をしないこと。

※その後警報が解除されても、その日の学習支援は行いません。